

障害児保育における巡回相談の歴史と今後の課題

三 山 岳

1. 本稿の課題意識

巡回相談とは、保育所や幼稚園外の専門職が統合保育を行っている保育現場に赴き、子どもの様子を実際に見たうえで、専門的な知見を提供しつつ、保育者と共に障害児や“気になる子”の保育について考える相談活動である(浜谷他, 1990; 五十嵐, 2010参照)。専門職と保育者は基本的に対等の立場で相談を行うが、保育者研修といった意味が含まれる、あるいは専門的な知見を伝達するという意味合いが強いような場合、巡回指導と呼ばれる場合がある。専門職には医師や保健師、言語療法士や作業療法士なども含まれるが、一般的に、心理学の専門性を持つ心理職による相談を指すことが多い。近年は発達障害に対する理解の深まりや特別支援教育の推進を背景にして、知的障害のない発達障害児の保育に関する相談が増えており、それに伴って巡回相談の重要性はますます高まっている。

ところが巡回相談に対する研究的関心は90年代まで大きな広がりを見せてこなかった。巡回相談は心理専門職が現場にかかわる一つの契機にすぎず、現場との協働や連携の一環であるという見方しかされてこなかった。90年代になって巡回相談を取り上げる研究が増加したのは、巡回相談が障害児保育を支える制度として広く普及したことや、この40年で障害児保育を取り巻く環境や社会状況の変化が大きい。現在の巡回相談にはどのような役割や意義があり、どのような相談が現場にとって役に立つのかということを、過去の歴史的な経過を踏まえながら改めて明らかにする必要がある。巡回相談の役割や意義、方法が時代や社会状況によって変化した経過をたどることで、巡回相談という相談活動の特徴が明らかになり、現在や今後の巡回相談の課題となる点が明確になるはずである。

本稿では1970年前後から現在までの巡回相談の実践報告や研究を分析し、巡回相談という活動が社会的にどのように認識され、相談員の役割としてそれぞれの時期に何を求めてきたのかを明らかにしたい。そのことによって、障害児保育における巡回相談がよりよく発展するために、どのような研究課題が存在しているのかが明確になるだろう。

2. 巡回相談の歴史的背景

2-1. 「保育元年」以前の「問題児」相談

巡回相談は1974年の厚生省や文部省による障害児保育の制度化と深いつながりがある。それに先立つ1973年に全国で初めて保育を希望する障害児全員を保育所や幼稚園に受け入れた天津市は、その年(1973年)を「保育元年」と呼び、巡回相談を障害児保育の実施に不可欠な制度として位置付けた。1973年の「保育元年」以前は、ごくわずかな実践を除いて、障害児は社会的に教育や保育の対象とはされていなかった(茂木, 1975)。障害児がまったく保育を受けてこなかったというわけではない。障害が明確な場合、多くの子どもは保育体制がないという理由で断られていたが、障害の可能性のある子どもと気付かれずに入園していても、単に「問題児」や「不適應児」として捉えられ、特別な援助まで意識されなかった。

こうした子どもの「問題」に対応する場合は、児童相談所や大学などの相談機関と連携しつつ、個別のカウンセリングや心理療法が主に用いられた(荒木・宮嶋・荒木, 1988)。特にこうした「問題児」と母子関係との関連に注目して、母親のカウンセリングや母子関係の改善に焦点をあてて、問題の解消を試みる働きかけや研究が比較的多く行われていた(小沢, 1962; 高木, 1971; 杉本, 1975)。従って、障害児保育をしているという認識は保育者にもほとんどなく、巡回相談で統合保育の進め方を相談したいといった要求自体、生じていなかった。集団のなかで「問題」がある場合は園の外で専門的な治療を行い、個別指導や親への働きかけをしてもらうというのが一般的な捉え方だった。

また、治療を行う心理職の側にも、障害児の保育のために専門家が向うくという意識はなく、保育者を治療の場に呼びつけるのが当たり前で、子どもの生

活の場をみるということが重要という認識はなかった(宮下・畑谷, 1974)。このため保育者の側でも、児童相談所や療育施設の心理職から障害児の保育に役立てられる助言が得られるという共通の認識はほとんど見られなかった。むしろ、心理職に対する不信と不満が障害児保育の実践報告で語られることすら、決して特殊な事態ではなかった(石黒, 1977; 高村, 1979; 松原, 1979)。

2-2. 集団療育と乳幼児健診からの発展

このような「保育元年」以前の社会状況から、障害児保育や巡回相談が実施されるようになった背景には2つの大きな流れがあった。ひとつの流れは、大学や民間の療育施設の保育実践から地域の保育施設に子どもが移籍するなかで、その保育支援のために療育施設の職員が派遣されることがあったことである。もうひとつの流れは、保育現場よりも先に、保健行政で障害の早期発見・早期対応の流れが広まる中で、自治体単位で障害児の父母の会が結成され、障害児の権利運動が生じたことが挙げられる。

第一の療育施設から保育施設へという流れでは、「保育元年」以前に障害児のみでの集団保育がある程度実績を持って試みられていたことが関係している。例えば関東では、戦後初の知的障害児保育施設となった愛育研究所の特別保育室(ひなどり園)における津守真らの実践があった(河合, 2012)。また関西では、愛育研究所で学んだ清水美智子と村川紀子が、1966年に発達遅滞幼児の集団治療教育の場として、平安女学院短期大学の附属幼児教育研究所に通園型のどんぐり教室を開設した。この教室では基本的に2、3歳児からの二年保育のみを行い、その後は地域の幼稚園・保育所に積極的に入園させるという方針をとった。その代わり「アフタケアとして保育所、幼稚園での子どもの様子を参観」(尾関, 1974)する活動を行ったのである。愛育研究所もどんぐり教室も、活動の中核を担ったのは心理学者で、療育に参加した子どものアフターケアという形をとって、保育現場と情報交換をしていた。一般の保育所でも適応が可能と判断した子どもを送り出したので、療育施設の職員が巡回という形で園を訪し、発達の状態を保育者に伝えて助言をすることはごく自然なことだった。ただ、当時は通園施設自体が圧倒的に不足しており、こうした実践はごく一部にすぎなかった。

第二の地域保健から保育現場へという流れでは、障害児は権利の主体であり、その発達を保障する必要がある、という発達保障の考えが関係している。その背景にあるのは田中昌人らが近江学園で行った活動である。田中らは重度の知的障害児の教育を進める中で、知的障害児を知能指数(IQ)で教育の機会まで差別する現実に対して、精神年齢(MA)を使用することでどの子どもも同じ発達のみちすじをたどることを明らかにした。そしてその過程にいる子どもの発達を保障することが重要であるという立場から「発達保障」という言葉を生み出した(近江学園保問研, 1968; 大泉・田中, 2011)。さらに天津市の乳幼児健診事業に参加し、近江学園の実践も踏まえながら、どんな子どもでも同じ発達のみちすじをたどるという発達階層論を構築していった(田中, 1980; 田中, 1987)。

このような天津での乳幼児健診の成果を受け、1961年には3歳児健診が全国で始まった。障害の早期発見ができるようになったが、今度はその後の訓練や保育の場がないことが問題になった。障害児の父母たちは自ら保育の場をつくり出し、やがてそうした自主保育の場が連携しあって、親の会といった組織が各地に結成された。そして次第に訓練のとき以外は一般の子どもたちのなかで学びあえる保育所をつくるという運動へと発展していったのだった(茂木, 1973)。この運動が天津の乳幼児健診や発達保障運動と結びつき、障害児は発達や保育・教育が一貫性を持って保障される権利をもつ主体であるという主張をともなって、全国障害者問題研究会(全障研:1967年発足)、全国保育団体合同研究集会(保育合研:1969年発足)といった全国規模の運動に発展した。この時期の運動と実践の蓄積が、障害児保育の制度化に向かう原動力となったとされている(荒木・宮嶋・荒木, 1988)。

3 巡回相談の確立と普及：70年代

3-1. 大津の「保育元年」における巡回相談の意味

保育所や幼稚園における障害児保育の制度化は、60年代から70年代の全国的な障害児の権利運動の高揚に後押しされる形で実施された。保育所では1974年に厚生省が通知した「障害児保育実施要綱」によって障害児保育が全国的に開始された。また同年には幼稚園においても、「心身障害児幼稚園助成事業補助

金交付要綱」と「私立幼稚園特殊教育費国庫補助金制度」が制定され、障害児保育の拡充が図られた。

こうした社会状況のもとで、その前年に「保育元年」を宣言し、保育を希望するすべての障害児71名を保育所と幼稚園で受け入れた大津市の制度は、障害児保育をこれから実施しようとする多くの自治体に注目された。公費による障害児保育という施策自体は関東でも1972年から調布市で、1973年には新宿、大田、杉並、荒川、江戸川の各区で実施されていたが、全面実施を前提に公立保育所の一園を指定した試行的なものだったため、70名を超える障害児をすべて受け入れた大津市の施策が与えた衝撃は大きいものだった。

ただ実際には、大津の保育現場にとっては、障害児保育の開始はまだ準備不足だった。大津市の「保育元年」宣言は革新市政の目玉政策だったが、市政が交代してわずか半年後のことで、保育者全般にはその意義や目的が共通認識になってはいなかった。それどころか「保育の条件は未整備で、「みんないっしょの保育」を合言葉に、まずは障害児を受け入れながら、各園の実態に即して、さまざまな試みを積み重ねるその中で条件整備も検討することになった」というほど、見切り発車的な開始だった(障害児保育実態調査検討委員会, 1993)。このため「保育条件の未整備は、必然的に保育所側、とりわけ保母の中から担否的な声をよびおこしたし、そのことが措置権者である福祉事務所の困惑となっていた。(中略)障害をもつ子どもの保育困難度の高さは、そうでない子ども以上に、より専門的技術を要求すると考えられ、未経験の領域にむかう保育担当者の不安をよび」こむことになったのだった(沙加戸・山形, 1973)。沙加戸らによれば、こうした保育者に対する具体的な施策として市当局が打ち出した制度のひとつが、精神発達相談員や福祉事務所の相談員が巡回相談をおこなうというものだった。つまり大津市の巡回相談は、乳幼児健診の流れから続く、障害児の発達を保障する手段という意味だけでなく、未整備の保育条件を改善するという保育政策的な意味あいを含んだ、保育者が障害児保育を安心して始めるための保障条件のひとつであった。

3-2. 大津の巡回相談とその評価

ではその大津の巡回相談はどのようなものだったのか。田中・大津市福祉保

健部(1978)によれば、1973年から1978年の5年間は、専門の医師、保健婦、保母、ケースワーカー、心理専門職がチームを組み、年に1、2回保育所を巡回した。具体的には、まず医師による診察が必要なケースがあるため、保健婦が巡回チームの編成を行う。医師が必要でない場合は、園を訪問したチームがまず障害児の現状を知るための保育観察を行い、さらに京都児童院式の発達検査を実施する。続いて父母から家庭での生活や育児の悩み、園に対する要望を聞き取ると同時に、園の保母からは園生活の現状と、保育上の留意点、今後の課題などが提起され、これらをもとに相談チーム、園の保母、父母の3者で疑問や質問を交えた話し合いを持つ。発達の相談は発達相談員が、家庭の相談は家庭相談員がそれぞれ担当する(どちらも心理専門職)。後日、発達検査や話し合いの結果を踏まえて、相談チームから園に障害児保育巡回指導結果が送付される(鈴木、1978；大津の障害児保育編集・作成委員会、1994)。この巡回相談において、発達検査は田中(1980；1987)の発達の階層理論に置き換えて説明された。子どもの様子は検査から把握できた現在の発達の階層についての説明が中心で、成長の度合いを示す用語は発達の階層理論に依拠していた。保育課題についても、集団との関係を踏まえた課題というより、検査結果と発達階層論から導き出された個の発達課題を中心に記述された。

つまり、当時の相談は、発達階層論を用いて個の発達の概念やその概念に基づく対象児の発達状況の判断を分かりやすく伝えるという点に重点が置かれていたことがわかる。その背景には「発達保障」の考え方が影響していた。例えば、発達相談の立場から障害児保育をまとめた田中・大津市福祉保健部(1978)では、「発達保障」「発達の保障」という言葉が57頁の小冊子のなかに19ヶ所登場しているが、同時期に保育者の側でまとめた冊子(大津市障害児保育自主研究会・保育課、1979)では162頁のなかでただ1ヶ所のみである。つまり相談員にとって発達の保障を実現することは大きな意味があったものの、保育現場にはまず「発達」そのものを分かりやすく伝える必要があった。なぜなら、保育者が「発達保障に対する保育独自の倫理(ママ)」をもたないままでは、発達の課題を達成するために、発達診断の項目をそのまま保育目標に据えるような相談結果になる、という恐れがあったからだった(田中、1982)。

一方で、巡回相談が「発達」を学ぶ場であるという認識は保育者に広がった

ようだ。大津の障害児保育編集・作成委員会(1994)では、当時の巡回相談について「その役割としては、障害児保育を開始して間もない時期でもあり、巡回相談の場が子どもの障害と発達について具体的に学ぶ場としての大きな役割を話していた」と振り返っている。この認識が広まるにつれ、巡回相談は市当局からの保育保障という消極的な必要性からではなく、保育者自身が学びの場として積極的に必要とするものへと変化していった。例えば「保育元年」以降、障害児の入所児が増えた結果、市は1979、1980の両年度に呼び出し方式の発達相談に切り替えたが、これは保育者には不評だった。その理由として、担当の保育者だけが相談に行くため、発達相談の様子や重要性を園の保育者全員で共有できないこと、また相談チームと保育者、父母と一緒に保育の手だてを考えることが保育者にとって「生きた学習の場になっていた」ことが挙げられた(大津市障害児保育自主研究会・保育課, 1979)。

このように大津の巡回相談は、相談員にとっては障害児の発達保障を目指す立場から、個の「発達」(特に発達階層論)の概念を強調する内容であったが、それは保育者に「発達」の視点を広める作用として働き、「発達」を学ぶ機会としての巡回相談というニーズを保育者に生み出すこととなった。

3-3. 巡回相談の普及がもたらしたもの

1974年の文部省や厚生省による障害児保育の制度化は、全国の自治体に障害児保育の制度を早急に整える必要性を認識させた。「保育元年」からわずか10年で全国の保育所の80.3%が障害児保育を行うようにまでなったほどだった(全国保母会, 1984)。そこで大津市の制度は新たに制度化や保育活動を始める自治体にとってモデルとなった。巡回相談の制度についても例外ではない。大津市と同様の巡回相談制度を導入する自治体が相次いだ。特に関東や関西の都市部では導入が早く、70年代後半には導入した自治体が多かった(例：吹田市1976、川崎市1976、品川区1977、神戸市1978、足立区1979)。ただ、60年代からの実践で生まれた発達階層理論などを背景に巡回相談を行っていた大津市に比べて、その制度をモデルとしてまずはとりあえず導入した都市部では、どのように巡回相談をすすめればよいのか、発達相談員としても戸惑っていたのが現実だった。

前田(1978)は東京で巡回相談に従事する心理専門職の現状について、相談員

の連絡会などは作られていたものの、連絡会では「東京の場合、地区で発達理論を系統的に検討していく場がなかった」ことや、「東京では障害児関係等の教師や親の運動が一定組織されて進んでおり、行政もそれに対応する条件があるにも関わらず、発達観・発達理論のしっかりした柱がないために、大きな運動として発展しきれていない。子どもにどう働きかけていったらよいかということを見せてくれる発達理論に対する現場の強い要求が至る所で聞かれる」ことが話し合われたことを紹介している。

このため60年代から発達保障を全面に掲げ、田中昌人を委員長として障害児保育の制度化に向けた運動を強く推進した全障研の活動や理念は注目を受けることになった。全障研や全国社会福祉協議会が70年代後半に出版した障害児保育に関する書籍には、大津市の巡回相談制度が発達階層論にもとづいた報告書をつけて紹介されている(鈴木, 1978; 山田, 1980)。また大津市の巡回相談員だった中村(1982)は、発達段階(階層)に注目して発達相談をすすめることが、発達保障のとりくみであることを強調した。こうした書籍を通じて発達階層論は、発達保障の思想を伴いつつ、巡回相談における発達理論の柱として広く知られていった。例えば、品川区で活動していた巡回相談では、大津と同様の発達検査を行い、その記録もまた発達階層論の用語を用いていた(東京発達研究会雑誌編集委員会, 1978)。またその品川区の巡回相談員であった田中・加用(1978)は、巡回相談をすすめるために発達保障論をどのように吸収すべきか、発達階層論を巡回相談で用いる際にはどのように解釈すべきか、という点が課題となったことを報告している。

ただ、大津の制度や思想が必ずしもどの自治体の巡回相談にも採用されたわけではない。例えば、会津・杉山(1980)は1979年に始められた足立区の巡回相談を受けた保育者全員にアンケートを実施している。しかし、この報告では発達保障という言葉はもちろん、発達という言葉も見られず、相談活動でも大津のような検査は導入されていない。一方でアンケートの結果は、巡回相談の必要性を保育者全員が認めており、特に障害の理解や具体的な指導法に対して巡回相談が果たす役割について評価をしていた。これは大津の制度や発達階層論でなくとも、巡回相談という制度自体、保育者に意味があったことを示している。特に「発達」という視点はないが、巡回相談が「障害」を理解する、つま

り学ぶ場であるという認識は天津の障害児保育編集・作成委員会(1994)と同様であり、70年代では「学びの機会」という意味で巡回相談は保育者に評価されていたことが分かる。

4 巡回相談の発展：80年代から90年代半ば

4-1. 相談経験の蓄積と内容の変化

80年代から90年代半ばは巡回相談の実践が積み重ねられ、相談内容の変化が見られた時期だった。吹田市の場合、巡回が始まった当時は「何か教えてもらおう」「次の手立てを指導してもらおう」という状態だったのが、「保育園の主体性」で巡回相談の運営も進められるようになり、園全体でその子を受けとめ、その子の発達を一番促される集団の場やクラスについてまず現場が考えたことをもとに助言するようになっていった(中, 1991)。このことは天津でも例外ではなく、巡回相談の内容の変化として、「障害児に関する相談だけでなく、その障害児を含んだ保育内容全体に関わる相談や、クラス集団づくりに関わる相談が重点となる場合もでてきた」ことを指摘している(天津の障害児保育編集・作成委員会, 1994)。「発達」や「障害」の学びの機会という位置づけから、保育内容や集団を考える場へと内容が拡大していった時期だった。こうした変化の背景には、相談員の側でも相談の経験が蓄積されて相談の視野が広がったこと、さらに、保育者の経験の蓄積から障害児保育の進め方に変化が見られたことがあげられる。

田中(1982)は巡回相談員としての経験を振り返って、相談では「障害をもつ子をとるまく、子ども集団、保育者集団、両親の生活や悩み、これからの背後にある社会の矛盾、こうした事を総合的に見ていくことなしには、障害児の発達保障の実践・研究は一步も進まないことを痛感」したと振り返っている。また長島(1984)は、自身の相談員としての成長を、発達検査しかできない状態が4、5年、それからようやく発達診断ができるようになり、発達相談に応じられるまでにはさらに年月がかかったと振り返っている。特に発達診断から発達相談に至る過程では、①子どもから出発して親、保育者、教師へと問題を広げられる、②発達や障害の診断だけでなく、解決の方向が出せるという成長が必

要だったとしている。こうした相談員の証言は、相談の視点が変化したというより、相談の視野が広がったという見方が適当だろう。この点について茂木(1984)は、相談員は「ただ専門知識を伝達するだけでなく、来談者自身が考えて、わが子、受け持ちの子、あるいは自分自身をどう発達させるかを深めていくことを指導・援助することが必要なのだ、そういう観点が大事」だとまとめている。つまり、相談では子どもの発達を診断し、来談者にわかりやすく発達の一般法則を伝えるだけでは不十分だという認識が生まれてきたのである。加えて必要だと認識されたのは、保育者自身が考えるという園の主体性を大事にし、それを援助するということであった(茂木, 1984; 中, 1991)。

4-2. 障害児保育のとらえ方の変化

相談内容の変化は、保育者の障害児保育に対するとらえ方が変化したことも影響している。障害児保育の開始当時、保育現場では様々な「できない」ことを「できる」ようにするのが障害児保育であると考えていたという報告は多い(麻田・曾呂利, 1979; 大津の障害児保育編集・作成委員会, 1994; 松原, 1998)。「何を目標として、子どもたちを育てようとしているのかをぬきにして、子どもたちの発達をとらえようとしても、それでは中心をぬいて、行動を羅列的に「できないできない」で評価しがちになる」、と高城(1979)が保育現場に懸念していたことが実際に起こっていた。

それは巡回相談と無関係ではない。相談員や保育者が「できないできない」で障害児をみるだけでは、十分な発達保障にはならないという指摘は70年代から存在していた(金田, 1972; 太田, 1979; 高城, 1979)。だが、第3節や前項で見たように、発達検査を主体とした巡回相談の報告書や、発達の診断や一般法則を保育者に伝えることが巡回相談のとりあえずの課題だと考えられていたこともあり、「発達」の視点の重要性だけが保育者に広がり、発達検査のような「できないできない」という指標が障害児保育に取り込まれてしまった。阿部(1984)は巡回相談に保育者が頼ることで、自らの努力によって保育者の見通しをつくっていく姿勢(主体的な力量形成)を保育者が忘れがちになったことを、巡回相談の課題として挙げている。これは中(1991)が指摘した「園の主体性」の欠如ともいえる。

ただ、保育者にも相談員にも障害児保育の経験が蓄積してくると、高城(1979)が伝えたような、子どもの主体性の発達をうながす保育が認識されてくるようになる。例えば、麻田・曾呂利(1979)は「これができる、あれができるではなしに、内面的に全体の子どもが心豊かになり、私たちの願いであった“人間らしく生きていく力”の土台のようなものを培っていった」と振り返っている。松原(1998)もまた、保育元年当時と比べて「子どもを様々な『できる』力の主人公として育てることの大切さを学んだ」ことを報告している(傍点は筆者による)。保育者はこうした経験を通して、集団と個を切り離して発達を考えるのではなく、子どもが主体的に動けるクラス集団や保育内容を考えるようになった。それは巡回相談員から受身的に指導をうけるのではなく、保育者自らも子どもと同様に主体的に考え、行動することが重要だと気付くことでもあった。

5 巡回相談に対する新たな期待：90年代半ば以降

5-1 発達障害の概念と特別支援教育の登場

1996年の厚生省児童局による障害児(者)への地域療育等支援事業の実施に関する通達は、1974年の障害児保育実施要綱が通知された時と同様に、巡回相談を実施していなかった地域での導入を後押しした。巡回相談に対する研究的関心が高まってきたのもこの時期である。80年代には会津・杉山(1980)や浜谷他(1988)など学会発表による報告しか見られなかった。鶴(2012)は電子検索(NDL-OPAC, Cinii)が可能な1988年から2011年までの論文のみを対象に、保育所や幼稚園の巡回相談の研究動向をまとめている。対象43論文のうち、80年代は1本、90年代は7本、00年代は30本、2010年以降は5本となっており、論文数が90年代以降、特に00年代以降に急増したことが見てとれる。巡回相談が目されるようになった理由は、上述してきた巡回相談の普及が理由のひとつではあるが、もっとも大きな理由の一つは発達障害の概念と、個別の支援ニーズという特別支援教育の概念が登場し、巡回相談が有効な支援手段として脚光を浴びたからである。

80年代になると、いわゆる「気になる子」が巡回相談で取り上げられるよう

になった。「気になる子」とは簡単にいえば「保育上何らかの課題がある子ども」のことを指す(久保山他, 2009)。これらの子どもはいわゆる「はみ出し子」「困った子」として、保育元年後も障害児とは区別して捉えられていたが、巡回相談の仕組みが普及した80年代には、この「気になる子」の相談が増えつつあることが報告されていた(浜谷, 1989)。本来、「気になる子」は本来障害児ではない子を指す言葉であったが、90年代に発達障害が認識されるようになると、次第に発達障害児を指す言葉になった。発達障害は1980年にアメリカ精神医学学会が、精神疾患の診断・統計マニュアルの第3版(DSM-III)で、自閉症を発達障害と規定したことに始まる。その背景には早発性の精神分裂病である自閉症という認識から、認知能力の発達に根本的な障害があるという認識への変化があった(黒丸, 1983)。1994年に DSM-IV が発表され、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)など知的に明確な遅れはないが、器質的な脳の障害によって認知能力の発達に偏りのある子どもが発達障害である、と規定されると、医療・教育・保育の現場を巻き込んで、日本でも急速にその認識が広まっていった。

2002年に文部科学省が小学校を対象にした調査で全児童の約6.3%に発達障害の疑いがあるとわかり、従来の障害児教育(特殊教育)では対応が難しいことが明らかになった。そこで2007年には特別な支援を必要な子どもが在籍する全ての学校を対象にした特別支援教育が開始された。特別支援教育では個別の支援計画を作成し、基本的に通常の学級で学べる環境をつくることを理念とする。このため、学校現場に入って教員と相談活動を行う巡回相談が注目され、その積極的な活用が勧められるようになった。2010年に始まった文部科学省の特別支援教育総合推進事業では、外部専門家による巡回指導が中核のひとつとされ、さらに厚生労働省との連携のもとに保育所も特別支援教育の支援対象機関に含まれることになった。こうした発達障害の登場と特別支援教育の開始に見られる社会状況の変化に加え、虐待など不適切な養育環境にいる子どもが注目されるようになると、そうした子どもを対象に含めた巡回相談に対する評価と期待はさらに高まっていった(浜谷, 2006)。

5-2. 巡回相談の背景となる理論の多様化

第3節でみたように、巡回相談は天津市の制度や理念(発達保障)をきっかけとして全国に広まっていった。しかし、具体的な実施基準や制度は各自治体に委ねられたため、実際にはさまざまな形式の巡回相談が実施されているのが現状である(権藤, 1997; 浜谷, 2006)。特に、90年代以降に研究者の関心が持たれるようになると、さまざまな学問体系や視点からの巡回相談が報告されるようになった。例えば、臨床心理学、応用行動分析、臨床発達心理学といった立場が代表的とされる(田中他, 2006; 木原, 2011)。

臨床心理学は70年代以前から母子関係論の発展に影響を与えていたが、日本では1995年に文部科学省がスクールカウンセラー制度の導入を実施して以降、学校現場や保育現場での相談活動が活発になった。例えば、矢吹(1997)は保育者とのカンファレンスで心理劇を取り入れる活動を報告している。また馬場・青木・矢野(2002)が「気になる子」の相談活動の事例を挙げ、気になる行動の背景にある幼児的万能感の未形成に着目して助言を行った相談を紹介している。吉田・岩元・林(2008)は男性相談員が母親を交えた相談をする際に、精神分析における「転移」の概念が活かせるのではないかと提起している。菅野(2010)はこのような臨床心理学の専門性を生かした相談について、子どもの心理発達のアセスメントにプレイセラピーを導入したり、親・保育者との相談にカウンセリングの視点を積極的に活用できたりするところにその特徴があると指摘している。

応用行動分析はスキナーが始めたネズミやハトに対する行動分析(実験的行動分析)から得られた動物の行動と外界の出来事との変数関係をもとに、人間の行動分析と修正を目的として誕生した学問である(杉山, 1999)。療育の領域では70年代には日本に紹介され、実践の活動にも取り入れられてきた(例えば Bijou, 1961 山口・東訳 1972; 福永・林, 1976)。巡回相談では加藤(1995)が自閉症児の集団適応上の問題点に着目して、行動療法や行動修正法を用いた介入をしている。子どもの問題行動の増減を、ベースライン期、介入期、フォローアップ期と出現回数で捉えていくため、欧米では90年代後半、日本では00年代以降に議論になっている「実証にもとづいた(Evidence-based)」心理学の流れに沿うように、応用行動分析の手法を導入した巡回相談が見られるようになってい

る(例えば平澤・藤原, 2001; 鶴, 2004)。

臨床発達心理学は発達の視点で現場を理解する、発達臨床の心理学である(麻生, 2005)。精神分析やカウンセリングなど、いわゆる心理臨床の心理学である臨床心理学と区別して用いられる。臨床発達心理学による巡回相談は、特に子どもの認知や言語、社会面での発達の変化に関心を持つ。このため、子どものアセスメントに発達検査やチェックリストなどを用いて、その結果をもとに発達心理学の知識を反映した保育者へのアドバイス・助言を行う(例えば芦澤・浜谷・田中, 2008; 本郷, 2008)。その際、子どもの発達上の問題を、単に子どもの発達過程だけで捉えるのではなく、子どもの生活環境も含めて生態学的に捉えるところに、臨床発達心理学による巡回相談の特徴があるとされる(神田, 2011; 木原, 2011)。これは前節の2で見たように、発達保障の立場から始められた巡回相談が、経験の蓄積から80年代には得ていた反省や知見を反映した結果と言えらるだろう。

このように現在ではさまざまな立場から巡回相談が行われており、70年代の発達保障のように時代として共有できる思想や目標が必ずしも共有されているわけではない。ただ、90年代からは相談員と相談者の関係を「コンサルテーション」という枠組みで巡回相談を捉えようとする研究が増えている(知名・腰川, 2011)。

5-3. コンサルテーション概念の導入と展開

コンサルテーション(consultation)は心理学的に「対人援助の専門職(コンサルタント)が、別の人物(コンサルティ)に対して、コンサルティがクライアントと関わる際に抱える仕事上または介護上の問題を解決するために、支援を与えるような援助関係の一形態」(Dougherty, 2005)と定義される。もともとは子どもの療育施設で、イスラエルの精神科医 Caplan が、情緒障害や精神発達遅滞の子どもには子どもを直接治療するよりも、その子どもに関わる心理職やソーシャルワーカーとの話し合いを進めたほうが良い結果を生んだという経験から生み出された概念である(Caplan, 1970)。

日本では、地域精神保健や臨床心理学に基盤を持ち、社会システムや社会環境に着目して、環境の改善に向けての介入方法や方略を研究するコミュニティ

心理学における、具体的な介入方法の一つとして紹介された(山本, 1986)。巡回相談に関する研究では、山崎(1990)が Caplan や山本の著作を引用しながら、巡回相談員が統合保育を支援するための具体的な方法として論じたのが始まりである。巡回相談員をコンサルタント、保育者をコンサルティ、相談の対象となる子どもをクライアントと考えると、巡回相談の形態はコンサルテーションの概念によく当てはまる。このため、背景となる学問体系が多様化し、地域ごとに制度も異なっている巡回相談の特徴を捉える場合、このコンサルテーションを軸に論じることが90年代後半以降増えた。臨床心理学にもとづくモデルだけでなく、応用行動分析では「行動コンサルテーション」(加藤・大石, 2004)、臨床発達心理学では「発達臨床コンサルテーション」(東京発達相談研究会・浜谷, 2002)と、それぞれの立場によって名称は異なるが、巡回相談では子どもを直接支援する援助ではなく、保育者と協働しながら間接的に子どもを支援する援助であるという理解が広まった。

また、コンサルテーションの概念が障害児保育における巡回相談に導入されたことで、子どもの発達を支援するだけでなく、保育者や保育そのものを支援するという側面がより明確に強調されるようになった。例えば木原他(1999)は、コンサルタントである相談員は保育者を支える人間関係の仲介者であり、子どもの問題行動を保育プログラムとの関係で捉え直すための視点を与える提供者であると論じている。また、浜谷(2000)は保育者が子どもの発達と障害により多面的で統合されたイメージをもち、それを土台に保育を構成できるようになることをめざすのがコンサルタントである相談員の役割だとし、巡回相談が保育風土や保育力量を向上させる点にも注目をしている。大石(2000)は行動コンサルテーションのメタ分析から、幼稚園を含む教育現場における当事者(教師)による意思決定の促進と問題解決をめざす介入方略が重要であることを示唆した。

このように巡回相談におけるコンサルテーション概念の導入は、巡回相談員の役割として、子どもの発達をアセスメントして適切な保育方法を紹介し、発達に関する知識を保育者に提供するだけでないことを明らかにした。80年代のように相談の経験から導き出すのではなく、理論的な背景をもった概念によって、保育者自身が主体的に保育を見直し、保育者としての力量を形成すること

にも相談員の役割があることを明らかにしたのだった。

6. まとめと今後の課題

第2節から第5節でみてきたように、戦後から現在までの障害児保育における巡回相談の歴史を振り返ると、巡回相談に関して歴史的に大きな二つの節目があったといえる。第一の節目は60年代からの発達保障運動の展開、第二の節目は90年代からの発達障害概念の登場である。こうした運動や概念の社会的な認知度が高まることによって、70年代の障害児保育の制度化、00年代の特別支援教育の開始といった、保育行政と現場にとってはドラスティックな変革を生み、それぞれの時期において巡回相談が注目されることとなった。二つの節目の共通点は、どちらの節目においても、最初は障害そのものについての理解が保育現場に不足しており、障害に関する知識を提供することが巡回相談に求められたところにある。その意味では、80年代に巡回相談がある程度普及した際、相談員が広めた発達の視点に加えて、保育現場の主体性や保育集団づくりといった視点が必要だと言う認識が相談員にも保育者にもできつつあった状況から、再び70年代に似た状況に戻ってしまったようにも見える。つまり、発達障害の概念の登場によって、どの保育現場、どのクラスにも障害への配慮が必要な子どもがいて当たり前であると言われるようになったが、「障害のある幼児のニーズに応じた保育が実施されるための支援体制は必ずしも充実しているわけではない」（園山・由岐中，2000）中で、「特別な配慮が必要な子どもが増えている状況に対し、現場ではどう保育にあたればよいかわからないという混乱が生じている」（水内，1999）状況は、第3節の1でみたような保育元年の状況とそれほど変わりがなかった。第二の節目でも、巡回相談に第一の節目と同じ役割が保育現場から求められたのはむしろ自然なことであった。

しかし、実際には第一と第二の節目以後の経過はそれぞれ異なっている。第一の節目以後は相談経験が蓄積されるにつれ、障害児保育の巡回相談では子どもの発達をアセスメントするだけでは不十分であり、保育者の主体性や集団づくりを支援することも必要だという認識が生まれていった。これに対して、第二の節目以後では、コンサルテーションの概念を導入したことによって、どの

立場においても子どもの発達を支援するという意味だけでなく、保育を支援するという意味が付加されることとなった。特に発達臨床では、80年代までの議論を包括する形で意味づけがなされてきた点にも特徴があると考えられる。このように巡回相談の発展を二つの節目で分けて理解すると、今後さらに障害児保育における巡回相談が発展していくために必要な課題が見えてくる。

第一には、巡回相談に対して現在の保育者が持つ要求や意識を明らかにすることである。保育元年当時、発達保障の思想を学んだ巡回相談員たちは、巡回相談の中でその思想と発達の視点を伝えようとした。その結果、多くの保育者にとって巡回相談は発達の視点を学ぶ場・機会となったものの、発達の階層理論については、相談員である心理専門職に広まったようにはならなかった。このことは巡回相談に期待する内容が、保育者と相談員で必ずしも一致していたわけではないことを意味している。従って、相談員が巡回相談の役割を心理専門職の立場から認識するだけでなく、保育者が巡回相談に対して持つニーズをよく考慮したうえで、実際の巡回相談のあり方を考えていく必要がある。特に第二の節目を経て、保育支援の意味が付加された現在、どのような支援を保育者が望んでいるのかを把握し、さらにその支援は心理専門職による巡回相談で実現可能なものなのかを検討する必要がある。このことによって、巡回相談における保育への支援が、子どもの発達の支援とどのような関係にあるのかを捉えることもできるだろう。

第二には、巡回相談で行われるコンサルテーションの機能を明らかにすることである。より具体的にいえば、巡回相談でコンサルテーションが有用なものとして成り立つための条件、あるいは有用なものとして成り立っていく過程を明らかにすることである。言うまでもなく、第二の節目以後の巡回相談の展開において、コンサルテーションは重要な概念である。巡回相談でのコンサルテーションで話しあう内容は、子どもの発達を支援するという目的は同じでも、それぞれの理論的背景を持つ立場によって、どのようなものを焦点に据えるかが異なってくる。例えば、臨床心理学では子どもや相談者の心理の変化であり、応用行動分析では子どもの行動の変化であり、発達臨床心理学では子どもの発達能力や生態学的な環境の変化である。しかし、コンサルテーションを受けた保育者が、保育現場で子どもの発達を支援する働きかけをするからこそ、保育

への支援が子どもの発達支援につながるという点では、どの立場にあっても共通したプロセスである。だとすれば、コンサルテーションをコンサルテーション足らしめる機能とは何かを明らかにすることで、よりよい保育支援のあり方を探ることができると考えられる。

障害児保育における巡回相談の存在は、障害児保育の制度化以降、一貫して障害児の発達の支援に欠かせないものであり、今後も同様にその働きが大きく期待される活動である。さまざまな立場での相談が展開されている今、その活動の本質は何かを改めて問い直す時期に来ていると言えるだろう。

引用文献

- 会津 力・杉山三郎(1980). 障害児保育に関する諸問題(2): 保育所に入所している障害児に対する巡回指導のあり方について 日本保育学会大会研究論文集, 33, 354-355.
- 荒木穂積・宮嶋邦明・荒木美知子(1988). 日本の障害児保育の歴史と障害児保育研究の動向 障害をもつ乳幼児の発達と集団保育: 昭和60・61・62年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書 京都府立大学女子短期大学部, 215-240.
- 麻田俊子・曾呂利和子(1979). ビリでもさいごまでがんばった みんなのねがい, 123, 10-17.
- 芦澤清音・浜谷直人・田中浩司(2008). 幼稚園への巡回相談による支援の機能と構造: X市における発達臨床コンサルテーションの分析 発達心理学研究, 19(3), 252-263.
- 麻生 武(2005). 発達心理学と臨床の出会い 麻生 武・浜田寿美男(編) よくわかる臨床発達心理学 ミネルヴァ書房, pp.2-3.
- 馬場禮子・青木紀久代・矢野由佳子(2002). 保育における心理臨床研修のあり方: 保育場面に生じる問題と対処の行方 研究助成論文集(安田生命社会事業団), 37, 224-230.
- Bijou, S. W., Baer, D. M., (1961). Child development I: a systematic and empirical theory, New York: Appleton-Century-Crofts. (ビシュウ, S. W., ベアー, D. M. 山口 薫・東 正(訳) (1972). 子どもの発達におけるオペラント行動. 日本文化科学社).
- Caplan, G. (1970). The theory and practice of mental health consultation, New York: Basic Books.
- 知名勝枝・腰川一恵(2011). 保育所・幼稚園への巡回相談による支援機能に関する研究: 保育所・幼稚園の比較及び保育者の職種・役職や経験年数の観点からの分析 児童学研究(聖徳大学児童学研究紀要), 13, 17-23.

- Dougherty, A.M. (2005). Psychological consultation and collaboration in school and community settings. 4th ed. California: Thomson Brooks/Cole.
- 福永博文・林 邦雄(1976). 多動児の行動変容に関する研究(1) 特殊教育学研究, 14(2), 1-15.
- 権藤桂子(1997). 障害児統合保育における巡回相談の現状, 紀要(立教女学院短期大学), 29, 149-158.
- 浜谷直人(1989). 保育におけるちょっと気になる子: 子どもと保育者のコミュニケーションの視点からの考察 障害児等保育研究, 4, 126-137.
- 浜谷直人(2000). 障害児保育における保育者への支援: コンサルテーションとしての巡回相談の果たす役割 人文学報 教育学(東京都立大学人文学部), 35, 1-29.
- 浜谷直人(2006). 障害児等のインクルージョン保育を支援する巡回相談 心理学, 26(2), 1-10.
- 浜谷直人・松山由紀・秦野悦子・村田町子(1988). 川崎市における障害児保育への巡回相談のとりくみ 日本保育学会大会研究論文集, 41, 468-469.
- 浜谷直人・松山由紀・秦野悦子・村田町子(1990). 障害児保育における専門機関との連携 障害者問題研究 60, 42-52.
- 平澤紀子・藤原義博(2001). 統合保育場面の発達障害児の問題行動に対する専門機関の支援: 機能的アセスメントに基づく支援における標的行動と介入手続きの特定化の観点から 特殊教育学研究, 39(2), 5-19.
- 本郷一夫(2008). 子どもの理解と支援のための発達アセスメント. 有斐閣.
- 五十嵐元子(2010). 首都圏における巡回相談のシステムの状況について 研究年報(白梅学園大学), 15, 25-30.
- 石黒涼子(1977). 実践記録 障害児K君の保育をふりかえって 季刊保育問題研究, 59, 61-68.
- 神田直子(2011). 保育現場で求められる発達支援の専門性: 保育支援の形態と支援における専門性 秦野悦子・山崎 晃(編) 保育のなかでの臨床発達支援 ミネルヴァ書房, pp.43-51.
- 金田利子(1972). かぎりない発達をめざして: 障害幼児の発達保障 そのとりくみと原則 ちいさいなかま, 9, 38-44.
- 加藤哲文(1995). 統合保育を支援する巡回相談システムに関する事例的研究 土浦短期大学紀要, 23, 69-82.
- 加藤哲文・大石幸二(2004). 特別支援教育を支える行動コンサルテーション: 連携と協働を実現するためのシステムと技法 学苑社.
- 河合隆平(2012). 総力戦体制と障害児保育論の形成: 日本障害児保育史研究序説 緑

蔭書房.

- 木原久美子(2011). 巡回発達相談による「気になる」子どもの保育支援：発達相談員としての力量形成のための試論 帝京大学心理学紀要, 15, 39-52.
- 木原久美子・伊藤良子・森山 徹・高野久美子(1999). 私立幼稚園における統合保育とコンサルテーション 帝京大学文学部紀要(心理学), 5, 149-169.
- 久保山茂樹・齊藤由美子・西牧謙吾・當島茂登・藤井茂樹・滝川国芳(2009). 「気になる子ども」「気になる保護者」についての保育者の意識と対応に関する調査：幼稚園・保育所への機関支援で踏まえるべき視点の提言 国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 36, 55-75.
- 黒丸正四郎(1983). 自閉症の「ことば」について 音声言語医学, 24(2), 165-170.
- 前田 明(1978). 発達研究会における活動の経過および現状と課題 障害児等保育研究, 1, 6-23.
- 松原巨子(1998). 大津における障害児保育の現状 季刊保育問題研究, 174, 41-51.
- 松原多恵子(1979). わすれられないふたつの運動会：保母になってよかった みんなのねがい, 11(123), 24-29.
- 宮下俊彦・畑谷光代(1974). 障害児保育をどう受けとめるか：保育の現場からその保育条件を探る 季刊保育問題研究, 48, 3-15, 19-19.
- 水内豊和(1999). 保育所ベースの地域療育支援システムに関する研究：保育所における療育コンサルテーション活動から 教育学研究紀要, 45(1), 558-562.
- 茂木俊彦(1973). 障害児保育運動のいっそうの発展にむけて 障害をもつ子どものグループ連絡会(編) 保育と教育の場をもとめて 72年度版 ささら書房, pp.198-204.
- 茂木俊彦(1975). 障害児保育論 ささら新書 ささら書房.
- 茂木俊彦(1984). 発達相談に期待されるもの 加藤直樹・中村隆一(編) 発達相談をすすめるために：基礎・方法・障害への対応 全国障害者問題研究会出版部, pp.58-89.
- 長島瑞穂(1984). 子どもの発達相談：目と手でささえる保育の心 創元社.
- 中村隆一(1982). 発達診断・発達相談の課題 加藤直樹(編) 障害の早期診断と発達相談 全国障害者問題研究会出版部, pp.25-52.
- 中 澄子(1991). 吹田市の障害児保育制度：歴史と現状・課題 全国保育問題研究協議会 障害児保育：どの子にも豊かな育ちを 新読書社, pp.213-236.
- 大石幸二(2000). 知的障害教育における「現場研修」への応用行動分析学のアプローチ 特殊教育学研究, 38(1), 53-63.
- 大泉 溥・田中昌人(2011). 田中昌人の発達過程研究と発達保障論の生成 クレス出版.

- 太田令子(1979). わたしの発達相談ノート(第一回) みんなのねがい, 119, 41-45.
- 大津の障害児保育編集・作成委員会(1994). 大津の障害児保育: 20年の歩み 大津市福祉保健部保育児童課.
- 大津市障害児保育自主研究会・保育課(1979). 大津市の障害児保育: すべての子どもにゆたかな保育を 大津市・大津市保育協議会.
- 近江学園保問研(1968). 近江学園の実践から 季刊保育問題研究, 23, 48-57.
- 小沢愛子(1962). 問題児と母子関係: 分裂病児のケースを中心として(幼児教育と心理療法) 幼児の教育, 61(7), 34-37.
- 尾関夢子(1974). 障害児保育の意義と諸問題 平安女学院短期大学紀要, 5, 18-22.
- 沙加戸明・山形喜代(1973). 滋賀県大津市家庭児童相談員からのレポート: 保育集団の一員としてそだちあう障害児 ちいさいななま, 30, 14-17.
- 園山繁樹・由岐中佳代子(2000). 保育所における障害児保育の実施状況と支援体制の検討: 療育のある統合保育に向けての課題 社会福祉学, 41(1), 61-70.
- 杉本千代子(1975). 集団生活が困難な情緒障害児への治療的とりくみ 日本保育学会大会研究論文集, 28, 185-186.
- 杉山雅彦(1999). 応用行動分析 中島義明・子安増生・繁榎算男・箱田裕司・安藤清志・坂野雄二・立花政夫(編) 心理学辞典, 有斐閣, p.78.
- 菅野信夫(2010). 臨床心理士による幼稚園での活動と連携 臨床心理士子育て支援合同委員会(編) 臨床心理士のための子育て支援基礎講座, 創元社, pp.235-247.
- 鈴木弘一(1978). 大津の全園受入れ方式 宮下俊彦・佐々木正美・荒木直躬・鶴飼百合子(編) 障害児保育 全国社会福祉協議会, pp.85-102.
- 障害児保育実態調査検討委員会(1993). 研究報告: 大津市の障害児保育の実態と保育者の意識に関する調査 大津市保育協議会保母会.
- 高木豊志子(1971). 母子力動関係と母親の養育態度に関する一考察: 精神発達障害児に対するかかわり方について 平安女学院短期大学紀要, 2, 82-92.
- 高村瑛子(1979). いま私たちはどうしたらいいのだろう: 専門家集団とのかかわり みんなのねがい, 123, 44-49.
- 高城寛志(1979). 障害児保育の計画を考えるうえでの留意点 現代と保育, 11, 53-63.
- 田中和義(1982). 発達研を後にして 障害児等保育研究, 2, 176-177.
- 田中義和・加用美代子, (1978). 発達研究会での基本的論議 障害児等保育研究, 1, 102-108.
- 田中浩司・三山 岳・西本絹子・大石浩二・遠矢浩一・浜谷直人・大井 学(2006). 巡回相談の理論と実践: 応用行動分析・心理臨床・発達臨床の立場から 日本発達心理学会第17回大会発表論文集, 180-181.

- 田中昌人・大津市福祉保健部(1978). すべてに光をI：大津市の障害児対策「入学おめでとう」まで 大津市役所.
- 田中昌人(1980). 人間発達の科学 青木書店.
- 田中昌人(1982). 乳児期における障害の早期発見と発達診断・早期対応の基本方向 加藤直樹(編) 障害の早期診断と発達相談, 全国障害者問題研究会出版部, pp.54-91.
- 田中昌人(1987). 人間発達の理論 青木書店.
- 東京発達研究会雑誌編集委員会(1978). 障害児等保育研究 第1巻 東京発達研究会.
- 東京発達相談研究会・浜谷直人(2002). 保育を支援する発達臨床コンサルテーション ミネルヴァ書房.
- 鶴 宏史(2004). 統合保育における応用行動分析の適用：不適応行動の改善事例 神戸親和女子大学児童教育学研究, 23, 49-60.
- 鶴 宏史(2012). 保育所・幼稚園における巡回相談に関する研究動向 帝塚山大学現代生活学部紀要, 8, 113-126.
- 矢吹美美子(1997). 保育園における相談活動Ⅰ：保育園巡回相談における相談活動の構造と相談内容の類型 日本保育学会大会研究論文集, 49, 184-185.
- 山田 明(1980). 障害児保育の条件と運動 茂木俊彦・高村瑛子 障害児保育入門 全国障害者問題研究会出版部, pp.191-224.
- 山本和郎(1986). コミュニティ心理学：地域臨床の理論と実際 東京大学出版会.
- 山崎史郎(1990). 障害児統合保育における心理学的援助の方法について：コンサルテーション概念を援用して 社会福祉研究所報(熊本短期大学附属社会福祉研究所), 18, 35-49.
- 吉田ゆり・岩元正知・林 愛子, (2007). 幼稚園・保育園における巡回相談のあり方に関する一考察：鹿児島市幼児教育相談・幼児保育相談の試みから 国際人間学部紀要(鹿児島純真女子大学国際人間学部), 13, 117-130.
- 全国保母会(1984). 障害児保育をすすめるために：障害児保育をすすめる上での必要条件に関する調査報告 全国社会福祉協議会.